

平成28年度第2回（第34回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成28年6月20日（月） 於：外務省202号会議室	
委員	委員長 中里 実（途中退席） 委員 中谷 和弘，三笥 裕，宮本 和之，門伝 明子	
抽出案件		（備考）
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	0/4 件	審査対象： 平成27年度第4四半期
一般競争方式（上記以外）	3/62 件	
指名競争方式	0/4 件	
企画競争に基づく随意契約方式	2/9 件	
公募に基づく随意契約方式	1/3 件	
その他の随意契約方式	4/65 件	
合計	147 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	
その他	会計課調達官より、「平成27年度外務省調達改善計画」の年度末自己評価結果の概要報告を行い、委員より了解を得られた。	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし。）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （該当なし。）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見等なし。）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見等なし。）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>②-13 「IC旅券用手動VOID機」の購入 （一般競争入札）</p> <p>○当該機器を製造している事業者は限られるのか。</p> <p>○調達機器を使用せずして旅券を失効することは可能か。</p> <p>○調達可能な事業者は契約事業者のみか。</p> <p>②-36 「旅券用電子タイプライター」の購入 （一般競争入札）</p> <p>○調達可能な事業者は契約事業者のみか。</p> <p>○予定価格書の作成方法は如何。</p>	<p>●類似機器は市販されているが、旅券のIC部分破壊に使える機器となるとタイプは限られると思われる。</p> <p>●現行の失効方法は、国際的に基準的なものである。またIC部分を確実に破壊しなければデータが読み取られる可能性があるため、現行方法が最も適切と考える。</p> <p>●複数事業者が存在すると思われるが、今回の調達においては、調達可能台数や納品時期等により、結果的に1事業者であったと考える。</p> <p>●既に製造が終了している機器であるため、調達可能台数を確保できる事業者は限られたと思われる。なお、現在、次世代旅券作成機の開発に入っており、本機器を使用せずとも対応できるように検討している。</p> <p>●複数事業者に参考見積もりを依頼したが、提供は1事業者のみであった。この1事業者よ</p>

委 員	外 務 省
<p>○入札説明会で示すとされている偽変造防止特殊活字について、入札説明会時に提示することで参加事業者は対応できるものか。また仕様書に記載しない理由は如何。</p> <p>⑥-27「ICAOPKD登録システムのアプリケーション改修」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○ICAO側の変更による改修の由であるが、その頻度は如何か。またICAO側の指示により改修したものか。</p> <p>②-25「経済協力に関する『有償資金協力事業のための新たな支援ツール』」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○本件調査の対象範囲は如何。</p> <p>○外務省から関係機関等に照会して情報を入手することは出来ないか。</p> <p>○他に受託可能な事業者は存在しないか。</p> <p>○広範囲に亘る調査と思われるが、調査期間が1ヶ月程度とタイトなスケジュールとなっており、また、何故このようなタイミングでの調査開始なのか。</p> <p>○貴重な研究内容であり、定期的な更新が必要と考えるが、次回以降はもう少し余裕をもって手続きを開始していただきたい。</p> <p>○公告期間は、年末年始も含まれるが問題はな</p>	<p>り提供された参考見積りを精査の上、予定価格書を作成した。</p> <p>●入札説明会で示すことで対応可能と判断した。なお、偽変造防止対策であるため、参加資格要件を満たさない事業者の目に触れることは避けるべきと考える。</p> <p>●変更は滅多にない。なお、ICAO側としても各国に影響が出ないように留意した上で変更した由であるが、当省で検証した結果、当省システムを一部改修せざるを得ないことが判明し、実施したものである。</p> <p>●我が国公的機関や国際機関の保証等にかかる現状把握、及び開発途上国における保証等のニーズの現状把握のため、フィリピンの実施機関などを対象に調査を行ったものである。</p> <p>●本件調査は、公的機関の現状や開発途上国における保証等のニーズの現状把握等、包括的なものであり、当省独自では困難と思われる。</p> <p>●説明会には2事業者の参加があったことから、他にも受託可能な事業者は存在すると考える。</p> <p>●11月に有償資金の制度改善が行われ、この制度改善を受けて調査内容を決定したため、年度末の時期とせざるを得なかったものである。</p> <p>●ご指摘を踏まえ、調査を行う際には可能な限り前広に準備を進めていくことといたしたい。</p> <p>●総合評価落札方式であることから、問題はな</p>

委 員	外 務 省
<p>いか。また、この時期に公告を行った理由は如何。</p> <p>④ー7「『ジャパン・ハウス（仮称）』の創設・運営等業務（ロンドン）」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○ワンストップサービスの提供とあるが、ロンドン所在の我が国関連機関もまとめた方が良いのではないかと。</p> <p>○事業内容が広範囲であるために受託可能な事業者は限られたのではないかと。また、事業内容を分割した方が、様々な事業者が参加できたのではないかと。</p> <p>○コンソーシアムの形をとった複数事業者が応募をし、企画内容等を審査した結果、契約事業者に決定したのか。</p> <p>○各国在外公館においては、各都市の良い立地に所在していると思われるが、在外公館と一体化することは考えなかったのか。</p> <p>○運営委員会は、契約事業者とは別の機関か。</p> <p>○運営委員会は、運営予算が増加するような事態を避けるための監視を目的とするのか。</p> <p>○契約期間は4カ年であるが、現行契約終了後</p>	<p>い。なお、本件は、11月に公告を行った案件につき、12月に再度の公告を行ったものである。</p> <p>●同一施設に入居し一体で行うことを計画している。同一施設に入居しない場合でも、マルチメディア情報発信スペースで関連情報を入手できるようにするほか、イベント実施の際に活用してもらうなど、ワンストップサービスの実現を考えている。</p> <p>●様々な事業者が協力事業者としてグループの形で参加している。ロンドンの場合、取りまとめた事業者が契約事業者となっているが、企画に精通した事業者やPRに精通した事業者など複数の事業者が関与したコンソーシアムの形を取っている。</p> <p>●企画提案内容により審査した。契約事業者はハイエンドな場所に位置する不動産を提案し、また企画力を含め総合的に判断し、採用したものである。</p> <p>●本件事業のターゲット層が集まる地域と在外公館の所在地が必ずしも一致しているとは限らない。また、在外公館であればセキュリティの問題もあり、大勢の集客を見込む本件事業と相容れないものであった。</p> <p>●運営委員会は、事業に対する監督、助言を行うアドバイザリーボードのような会議体として別途設置する。事業の方向性や事業内容について助言する立場にある。</p> <p>●事業内容について助言等を行う。一方、予算は予め限定されており、事業途中で経費が膨らむことはない。</p> <p>●本件事業の根底にある発想は、国の機関では</p>

委 員	外 務 省
<p>に全く違うメンバーが本件事業を引き継ぐ可能性があるのではないか。現行契約期間終了後について、外務省として本件事業の継続性についてどの様に考えているか。一体契約であるため全てが変わってしまう可能性があるのではないか。</p> <p>④-5「伊勢志摩サミットにおける国際メディアセンター設営及び運営」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○企画競争における審査項目の配点基準は決まっているのか。</p> <p>⑤-2「伊勢志摩サミットにおける電気通信基盤及び映像伝送設備を確保」業務委嘱（公募）</p> <p>○本件設備の確保の有無等にかかる調査は、開催地決定前に行われるのか。</p> <p>○サミット終了後、本件設備は撤去するのか。</p> <p>⑥-26「新統合ウェブ環境の情報セキュリティ対策強化（アカマイ・クライアント・レピュテーション導入）」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○アカマイ社に対し、ライセンス料等の支払いを行った上で、契約事業者に対して支払いを行っているのか。</p> <p>○契約事業者以外に、本件事業を実施することは可能か。</p>	<p>なく、専門家の知見を最大限に活用するというものである。本件事業に必要な知見を個別契約で集めた場合、結果的に国の機関が全体管理をすることになり、従来のものと変わりのない事業となってしまう。なお、契約事業者は本件事業のため、様々な専門分野の人材を新たに集めてきている。これらの人材が事業運営を行っていくため、現行契約終了後に他の受託事業者となったとしても同一の人材を雇用することは十分に考えられる。</p> <p>●事業内容に照らし合わせ、案件毎に決定している。</p> <p>●本格的な調査は決定後となるが、事前審査時においても実施している。なお、大都市以外では類似の設備を整える必要があったことから、今回候補地は、一律、類似の設備の確保は必要であった。</p> <p>●基本的には撤去する。</p> <p>●契約事業者のみへの支払である。</p> <p>●新統合ウェブ環境の維持・運営を行っている契約事業者でなければ確実に本件事業を実施することが出来ず、他事業者に委嘱することはできない。</p>

委 員	外 務 省
<p>○本件事業は日本政府全体が行っているものか。</p> <p>○他省庁はアカマイ社のサービスを導入しているか。</p> <p>○アカマイ社以外の事業者・組織で本件を行うことは可能か。</p> <p>○アカマイ社は米国の事業者か。また独立系の事業者か。</p>	<p>●外務省のみで行っている。</p> <p>●昨年末より、他省庁のウェブサイトでは、DDoS攻撃（悪意のある大量アクセス攻撃）を受け閲覧不能の事態が生じた。右攻撃を受けた一部の省庁は導入を検討していると聞いている。</p> <p>●20万を超えるエッジサーバーを所持しているのはアカマイ社のみであり、同社以外に同種の業務を行うことは困難である。</p> <p>●米国の事業者である。また独立系の事業者である。</p>
<p>⑥-32 「危機管理システム一式の移設」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○他の部屋に新設せず、移設とした理由は如何。また、何故このタイミングで移設したのか。</p> <p>○現場管理費及びドキュメント作成費は移設作業実施期間である2日分か。またドキュメント作成費とは何か。</p>	<p>●各々の部屋の規模、人的規模から鑑みて、新設ではなく移設とせざるを得なかった。なお、移設は、新たな室設置後に行ったが、これは緊急事案の発生に備え可及的速やかに実施する必要があったためである。</p> <p>●そのとおりである。なお、ドキュメント作成費は、移設後の設置状況などを示した報告書にかかる費用である。</p>
<p>⑥-36 「領事業務情報システムの個別システム（査証事務支援システム）に関する機能追加改修対応」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○改修理由は、関係省庁の既存のシステムとの間で読み取り障害が生じた由であるが、当初の仕様には含まれていなかったのか。</p> <p>○関係省庁のシステムではなく、外務省のシステムを改修した理由は如何。</p> <p>○添付の見積書は参考見積もりか。</p>	<p>●新たなシステムの機能拡充を行った結果、読み取り障害が発生したものである。新たな機能を損なうことなく、関係省庁のシステムにおいても読み取りが可能となるよう改修した次第である。</p> <p>●当省のシステムを新しいものに移行した結果、生じた事態であるため、当省のシステムを改修する必要があったものである。</p> <p>●そのとおりである。</p>